

# 山梨県公報

第三百四十八号

令和五年

一月二十六日

木曜日

## 目次

### 告示

○保安林の指定の予定	二二三
○道路の区域変更	二二三
○道路の供用開始	二二三
○電線共同溝を整備すべき道路の指定	二二四
○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出	二二四
○土地改良区役員の退任及び就任	二二四
○基本測量の実施	二二六
○公共測量の終了	二二六
○公安委員会	二二六
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	二二六

## 告示

### 山梨県告示第十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年一月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 南都留郡西桂町倉見字小屋ノ入一七二三の一、一七二四の一、一七二五の一、一七二七の一、一七二八の一、一七二九の一から一七二九の三まで、一七三〇の四、一七三〇の六、字谷下一七三二の一、一七三三の二
  - 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小屋ノ入一七二三の一・一七二五の一・一七二八の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び西桂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和五年二月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百三十七号
- 道路の区域

区間	旧新の別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笛吹市御坂町下黒駒字下町屋九八番一地从 から 笛吹市御坂町下黒駒字下町屋一〇九番一 地先まで	旧 三二・五 新 二六・〇	旧 四九・四 新 四六・二	旧 五四・一 新 五四・一

### 山梨県告示第二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和五年二月十六日まで一般の縦覧に供する。



同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
手塚建雄	穴水敬一	小澤勝博	遠藤寛	久保田光	石丸正孟	清水寿	清水文徳	小林元	田中和義	清水賢重	清水肇	
地一 南アルプス市徳永二千三十四番	地 南アルプス市下高砂百六十二番	地 南アルプス市上高砂千百十五番	地一 南アルプス市寺部千五百五十四番	南アルプス市上今諏訪千五百八十六番地	南アルプス市榎原四百番地	地 南アルプス市徳永二千六十九番	南アルプス市徳永二千六番地一	地 南アルプス市徳永五百五十八番	南アルプス市下高砂三百五十三番地	地 南アルプス市上高砂千二十九番	南アルプス市野牛島千七百九十一番地	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役職名	同
手塚孝二	清水文徳	穴水敬一	清水栄男	清水孝眞	清水久	田中和義	齋藤輝文	手塚光洋	小澤光昭	氏名		杉山幸一
地 南アルプス市徳永二千三十八番	南アルプス市徳永二千六番地一	地 南アルプス市下高砂百六十二番	南アルプス市徳永八十一番地	南アルプス市上高砂千十三番地	番地 南アルプス市上高砂九百六十三番	番地 南アルプス市下高砂三百五十三番	番地 南アルプス市上高砂千五百五十九番	南アルプス市徳永三百十四番地	地 南アルプス市上高砂千九十二番	住所		九 南アルプス市榎原七百二十番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	令和二年四月一日	就任年月日		同

二 就任

同	塩谷登	南アルプス市榎原三百二十一番地	同
同	久保田光	南アルプス市上今諏訪千五百八十六番地	同
同	遠藤寛	南アルプス市寺部千五百五十四番地一	同
監事	齋藤寛樹	南アルプス市上高砂千八百八番地	同
同	穴水久夫	南アルプス市下高砂百八十二番地	同
同	山本正敏	南アルプス市徳永七百七十六番地	同
同	西野秀一	南アルプス市榎原四百七番地一	同
同	清水景子	南アルプス市上高砂千一百一十一番地	令和四年六月二十日

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年一月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（時空間変位確定測量）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和五年二月一日から終了を通知するまで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により中北建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年一月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 南アルプス市上市之瀬地内外
- 三 測量の期間 令和四年四月十八日から令和四年十二月二十日まで

公安委員会

山梨県公安委員会告示第五号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置され、又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和五年一月二十六日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

別表第一中

四〇二	甲府市落合町一、一九六番地先 （県道甲府精進湖線と新山梨環状道路との交差点）	落合西 I・C 入口	令和四年二月八日 告示第一二〇号
四〇二	甲府市落合町一、一九六番地先 （県道甲府精進湖線と新山梨環状道路との交差点）	落合西 I・C 入口	令和四年二月八日 告示第一二〇号
四〇三	中巨摩郡昭和町飯喰一、五一四番地五先（町道同士の十字路交差点）	押原小井川交番西	令和五年一月二六日 告示第五号

に、

一一二	南巨摩郡身延町相又四〇六番地先(国道五二号と町道との丁字路交差点)	豊岡	平成二五年四月一八日 告示第四八号
-----	-----------------------------------	----	----------------------

を

一二	削除		令和五年一月二六日 告示第五号
----	----	--	--------------------

に、

一九八	笛吹市石和町川中島一〇番地先(国道四一一号と市道との丁字路交差点)	川中島南	令和三年一月二九日 告示第一三九号
-----	-----------------------------------	------	----------------------

を

一九八	笛吹市石和町川中島一〇番地先(国道四一一号と市道との丁字路交差点)	川中島南	令和三年一月二九日 告示第一三九号
一九九	笛吹市八代町竹居五七八番地先(主要地方道笛吹市川三郷線と市道との丁字路交差点)	竹居	令和五年一月二六日 告示第五号

に改める。

別表第六の三六七の項を次のように改める。

三六七	削除		南部	令和五年一月二六日 告示第五号
-----	----	--	----	--------------------

別表第十の二、四六一の項を次のように改める。

二、四六一	削除		南ア スル	令和五年一月二六日 告示第五号
-------	----	--	----------	--------------------

別表第十の五、七〇七の項の次に次のように加える。

五、七〇八	市道	甲府市堀之内町七三三番地一先(市道同士の丁字路交差点)	南甲	令和五年一月二六日 告示第五号
-------	----	-----------------------------	----	--------------------

五、七〇九	市道	南アルプス市平岡一、七六六番地先	南ア スル	令和五年一月二六日 告示第五号
-------	----	------------------	----------	--------------------

五、七一〇	主要地方道南アルプス市有野三、三〇三番地二先		南ア スル	令和五年一月二六日 告示第五号
-------	------------------------	--	----------	--------------------

五、七一一	市道	甲斐市篠原三、〇六四番地先	甲斐	令和五年一月二六日 告示第五号
-------	----	---------------	----	--------------------

五、七一二	市道	南巨摩郡南部町井出七八五番地先	南部	令和五年一月二六日 告示第五号
-------	----	-----------------	----	--------------------

別表第十四の六九二の項を次のように改める。

六九二	市道	南アルプス市十五所四七四番地先(久円寺前交差点から南巨摩郡富士川町小林一〇番地先(郷結橋二番地)までの両側橋南詰)	南ア スル	令和五年一月二六日 告示第五号
-----	----	---	----------	--------------------

別表第十四の一、七九四の項の次に次のように加える。

九一、七	県道富山延川線	南巨摩郡南部町内三、七五〇番地(船三、七五〇番地)から南巨摩郡東部町井出八五七番地先(城西方約一〇メートル先)までの両側	南ア スル	令和五年一月二六日 告示第五号
------	---------	--	----------	--------------------

別表第十六の四〇五の項及び四〇六の項を次のように改める。

四〇五	削除		南甲府	令和五年一月二六日 告示第五号
四〇六	削除		南甲府	令和五年一月二六日 告示第五号

別表第十六の八五二の項及び八五三の項を次のように改める。

八五二	削除		笛吹	令和五年一月二六日 告示第五号
八五三	削除		笛吹	令和五年一月二六日 告示第五号

別表第十六の一、二八二の項及び一、二八三の項を次のように改める。

一、二八二	削除		笛吹	令和五年一月二六日 告示第五号
一、二八三	削除		笛吹	令和五年一月二六日 告示第五号

別表第十六の一、三三二の項から一、三三五の項までを次のように改める。

一、三三二	削除		笛吹	令和五年一月二六日 告示第五号
一、三三三	削除		笛吹	令和五年一月二六日 告示第五号
一、三三四	削除		笛吹	令和五年一月二六日 告示第五号
一、三三五	削除		笛吹	令和五年一月二六日 告示第五号

別表第十六の一、三六五の項を次のように改める。

一、三六五	削除		笛吹	令和五年一月二六日 告示第五号
-------	----	--	----	--------------------

別表第十六の二、七三〇の項を次のように改める。

二、七三〇	削除		笛吹	令和五年一月二六日 告示第五号
-------	----	--	----	--------------------

別表第十六の三、一二七の項及び三、一二八の項を次のように改める。

三、一二七	削除		南甲府	令和五年一月二六日 告示第五号
三、一二八	削除		南甲府	令和五年一月二六日 告示第五号

別表第十六の三、二五四の項を次のように改める。

三、二五四	削除		笛吹	令和五年一月二六日 告示第五号
-------	----	--	----	--------------------

別表第十六の四、五八〇の項及び四、五八一の項を次のように改める。

四、五八〇	削除		南アル	令和五年一月二六日 告示第五号
四、五八一	削除		南アル	令和五年一月二六日 告示第五号

別表第十六の七、七二二の項から七、七二三の項までを次のように改める。

七、七二二	削除		南アル	令和五年一月二六日 告示第五号
七、七二三	削除		南アル	令和五年一月二六日 告示第五号

七、七二三	削除		南アル	令和五年一月二 六日 告示第五号
-------	----	--	-----	------------------------

別表第十六の八、六八八の項を次のように改める。

八、六八八	削除		甲斐	令和五年一月二 六日 告示第五号
-------	----	--	----	------------------------

別表第十六の八、九九〇の項及び八、九九一の項を次のように改める。

八、九九〇	削除		南アル	令和五年一月二 六日 告示第五号
八、九九一	削除		南アル	令和五年一月二 六日 告示第五号

別表第十六の一〇、三二五の項を次のように改める。

一〇、三二五	削除		笛吹	令和五年一月二 六日 告示第五号
--------	----	--	----	------------------------

別表第十六の一〇、九二三の項を次のように改める。

一〇、九二三	削除		南甲府	令和五年一月二 六日 告示第五号
--------	----	--	-----	------------------------

別表第十六の一、一四三の項の次に次のように加える。

一一、一四四	市道	甲府市丸の内二丁目二七番一四号先(市道同士の十字路交差点・西進車両)	甲府	令和五年一月二 六日 告示第五号
一一、一四五	市道	甲府市城東五丁目一五番八号先(市道同士の十字路交差点・南進車両)	甲府	令和五年一月二 六日 告示第五号
一一、一四六	市道	甲府市丸の内二丁目一八番七号先(市道同士の十字路交差点・東進車両)	甲府	令和五年一月二 六日 告示第五号

一一、一四七	市道	甲府市城東四丁目一番一先(市道同士の十字路交差点・北進車両)	甲府	令和五年一月二 六日 告示第五号
一一、一四八	市道	南アル市加賀美三、二六五番地先(市道同士の十字路交差点・東進車両)	南アル	令和五年一月二 六日 告示第五号
一一、一四九	市道	南アル市藤田四〇一番地先(市道同士の十字路交差点・西進車両)	南アル	令和五年一月二 六日 告示第五号
一一、一五〇	市道	南アル市飯野三、四四四番地五先(市道同士の十字路交差点・北進車両)	南アル	令和五年一月二 六日 告示第五号
一一、一五一	市道	南アル市飯野二、八七四番地先(市道同士の十字路交差点・南進車両)	南アル	令和五年一月二 六日 告示第五号
一一、一五二	市道	甲斐市大下条九四五番地五先(市道同士の十字路交差点・東進車両)	甲斐	令和五年一月二 六日 告示第五号
一一、一五三	市道	甲斐市玉川一、七四四番地先(市道同士の十字路交差点・南進車両)	甲斐	令和五年一月二 六日 告示第五号
一一、一五四	市道	甲斐市玉川一、七四七番地先(市道同士の十字路交差点・北進車両)	甲斐	令和五年一月二 六日 告示第五号
一一、一五五	市道	甲斐市大下条七四三番地六先(市道同士の十字路交差点・西進車両)	甲斐	令和五年一月二 六日 告示第五号
一一、一五六	市道	北杜市大泉町西井出八、二四〇番地二、四九三先(市道同士の十字路交差点・東進車両)	北杜	令和五年一月二 六日 告示第五号
一一、一五七	市道	北杜市大泉町西井出八、二四〇番地七、七五九先(市道同士の十字路交差点・西進車両)	北杜	令和五年一月二 六日 告示第五号
一一、一五八	町道	南巨摩郡富士川町最勝寺一、一三三番地先(町道同士の十字路交差点・西進車両)	鯉沢	令和五年一月二 六日 告示第五号
一一、一五九	町道	南巨摩郡富士川町最勝寺八七二番地一先(町道同士の十字路交差点・東進車両)	鯉沢	令和五年一月二 六日 告示第五号



一一、一六〇	町道	南巨摩郡身延町梅平一、六四三番地先(町道)同士の十字路交差点・東進車両	南部	令和五年一月二六日 告示第五号
一一、一六一	町道	南巨摩郡身延町梅平一、七〇二番地先(町道)同士の十字路交差点・西進車両	南部	令和五年一月二六日 告示第五号
一一、一六二	市道	笛吹市御坂町成田四九六番地先(市道)同士の十字路交差点・北進車両	笛吹	令和五年一月二六日 告示第五号
一一、一六三	市道	笛吹市石和町中川一、五六〇番地一先(市道)同士の十字路交差点・南進車両	笛吹	令和五年一月二六日 告示第五号
一一、一六四	市道	富士吉田市上吉田四丁目一番一点・西進車両	富士吉田	令和五年一月二六日 告示第五号
一一、一六五	市道	富士吉田市上吉田二丁目一二番四号先(市道)同士の十字路交差点・東進車両	富士吉田	令和五年一月二六日 告示第五号
一一、一六六	市道	都留市つる五丁目一番七五号先(市道)同士の丁字路交差点・西進車両	大月	令和五年一月二六日 告示第五号
一一、一六七	市道	上野原市上野原一、八四七番地三先(市道)同士の十字路交差点・東進車両	上野原	令和五年一月二六日 告示第五号
一一、一六八	市道	上野原市上野原一、七一三番地二先(市道)同士の十字路交差点・西進車両	上野原	令和五年一月二六日 告示第五号
一一、一六九	市道	上野原市上野原一、六九六番地先(市道)同士の十字路交差点・東進車両	上野原	令和五年一月二六日 告示第五号
一一、一七〇	市道	上野原市上野原一、七三八番地先(市道)同士の十字路交差点・西進車両	上野原	令和五年一月二六日 告示第五号

別表第三十の二の三八の項及び三九の項を次のように改める。

三八	主要地 府道甲 線	甲府市丸の内一丁目二番一三 号先から甲府市丸の内一丁目 二番一二号先まで(六メートル)	終日	車両集 配中 貨物 の 限る。	甲府	令和五年一 月二六日 告示第五号
----	-----------------	---	----	-----------------------------	----	------------------------

三九	主要地 府道甲 線	甲府市丸の内一丁目八番一六 号先から甲府市丸の内一丁目 八番一五号先まで(八メートル)	終日	車両集 配中 貨物 の 限る。	甲府	令和五年一 月二六日 告示第五号
----	-----------------	---	----	-----------------------------	----	------------------------

別表第三十の二の四一の項から四四の項までを次のように改める。

四一	主要地 府道甲 線	甲府市丸の内一丁目八番一三 号先(四メートル)	終日	車両集 配中 貨物 の 限る。	甲府	令和五年一 月二六日 告示第五号
四二	主要地 府道甲 線	甲府市丸の内一丁目八番一〇 号先から甲府市丸の内一丁目 八番八号先まで(二五メートル)	終日	車両集 配中 貨物 の 限る。	甲府	令和五年一 月二六日 告示第五号
四三	主要地 府道甲 線	甲府市丸の内二丁目二九番六 号先から甲府市丸の内二丁目 二九番四号先まで(八メートル)	終日	車両集 配中 貨物 の 限る。	甲府	令和五年一 月二六日 告示第五号
四四	主要地 府道甲 線	甲府市丸の内二丁目二九番三 号先から甲府市丸の内二丁目 二九番一号先まで(八メートル)	終日	車両集 配中 貨物 の 限る。	甲府	令和五年一 月二六日 告示第五号

別表第三十の二の四六の項を次のように改める。

四六	主要地 府道甲 線	甲府市丸の内二丁目一六番五 号先から甲府市丸の内二丁目 一六番四号先まで(八メートル)	終日	車両集 配中 貨物 の 限る。	甲府	令和五年一 月二六日 告示第五号
----	-----------------	---	----	-----------------------------	----	------------------------

別表第三十の二の四九の項及び五〇の項を次のように改める。



別表第三十の二の五二の項を次のように改める。

五二	主要地 甲府市丸の内一丁目一七番一 号先(一五メートル)	終日	貨物車 両集 配中 車に 限る。	甲府	令和五年一 月二十六日 告示第五号
四九	主要地 甲府市丸の内二丁目三二番三 号先(一六メートル)	終日	貨物車 両集 配中 車に 限る。	甲府	令和五年一 月二十六日 告示第五号
五〇	主要地 甲府市丸の内二丁目三〇番二 号先(一八メートル)	終日	貨物車 両集 配中 車に 限る。	甲府	令和五年一 月二十六日 告示第五号

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番